

3. 規制改革や民間の融資・出資の促進策など財政措置によらない経済活性化策

(1) 規制・制度改革

- ①「モノ」、「人」、「お金」の流動性を高めるための経済活性化分野における規制・制度改革
- ②「日本再生戦略」の前倒し・加速のためのグリーン、ライフ、農林漁業分野における規制・制度改革

(2) 民間の融資・出資促進などによる経済活性化策

- ①金融円滑化法の期限到来後を見据えた中小企業の事業再生支援の強化
 - ・企業再生支援機構の機能強化、支援決定期限の延長
 - ・金融機関が行う中小企業の経営改善支援に関する定期公表の実施
 - ・小さな企業を含めた中小企業の再生・経営改善の徹底的な推進 等
- ②不動産・インフラ投資市場の活性化
 - ・耐震・環境性能等に優れた不動産の証券化手法を通じた供給促進
 - ・個別の管理者の枠を超えた事業などのPFI/PPPの推進 等
- ③日本再生戦略の重点分野等への投資に対する金融面からの支援
 - ・省エネに取り組む企業の設備投資等の促進等（日本政策金融公庫等の融資等を民間資金の呼び水として最大限活用）
- ④円高対応緊急ファシリティの対象拡大による日系企業の海外事業支援
 - ・海外事業安定化支援（途上国で事業継続への支障が生じている日系企業等を支援）
 - ・中堅・中小企業の海外M&Aを促進（地銀及び政策投資銀行と国際協力銀行（JBIC）とのクレジットラインを締結）
 - ・同ファシリティの政策目的を着実に達成するため、今後とも、必要に応じて更なる有効利用措置を講じる。
- ⑤JBIC・国際協力機構（JICA）等の活用による日本企業の海外進出支援強化、インフラ輸出の促進
- ⑥個人保証制度の見直し

施策例⑩：規制・制度改革70項目の例

【「お金」の動きの活性化】

○証券市場の活性化

新興成長企業に係る規制緩和等を通じて資金調達の促進を図る米国におけるJOBS法（Jump-start Our Business Startups Act）の制定等を踏まえ、企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等を見直す。（P.17参照）

○出資規制の緩和

金融機関における資本性資金の供給促進のため、金融機関の健全性維持を考慮しつつ、金融機関の出資規制の緩和を図る。（P.18参照）

【「モノ」の動きの活性化】

○オープン・データの一層の推進

公的機関が保有する情報を活用した民間ビジネスの創出を促すための、ライセンス方式、標準的データ形式、公開・公表手法等の詳細な制度設計を図る。（P.19参照）

○個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化

どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか等いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライン等を示す。（P.20参照）

【「人」の動きの活性化】

○独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革

独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業について、事業実施の成果が最大化されるよう、単なる実績主義や合議制によらない採択を更に徹底する制度改革を行う。

○有料職業紹介制度の見直し

求人者、求職者及び関係雇用主による有料職業紹介サービスの活用が進むよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。

【グリーン分野】

○発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等

アセスメントの手続期間を、火力プロセスは最大1年強まで短縮、風力・地熱は概ね半減させる。また高効率でCO2排出量の少ない火力の新増設についても迅速化する。（P.21参照）

○超小型モビリティの走行緩和

超小型モビリティの公道走行を簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月目途に創設する。（P.22参照）

【ライフ分野】

○iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等

iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正法案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。

○ワクチン政策の見直し

WHOが接種を推奨しているワクチンの定期接種化等必要な措置を早急に検討し、それを踏まえて、予防接種法を抜本的に見直す。

【農林漁業分野】

○国家貿易制度の見直し

麦の国家貿易におけるSBS方式（売買同時契約方式）の運用改善を通じ利用を推進しつつ、さらに同方式の導入拡大を図る。（P.23参照）

○国産木材の利用促進

国産木材の利用促進のため、木材の耐火性等に関する研究成果等を踏まえて木造建築関連基準を見直し、所要の法令改正を行う。

【規制・制度改革の具体例 No.1】証券市場の活性化(金融庁)

現状

- 日本の株式市場における新規IPO社数は2000年の204社をピークに、リーマンショック後の2009年には19社に減少、その後緩やかに増加。
- 有価証券届出書における直近5年間分の財務諸表の提出や事業年度ごとの内部統制報告書の提出が負担となっているとの指摘あり。
- 米国においても新規IPO社数は低迷しており、新興成長企業に係る規制緩和等を通じて資金調達の促進を図るため、2012年4月、JOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)を施行。
- 新規IPOを促進する観点から、新興成長企業に係る規制緩和、虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者の流通市場における賠償責任、課徴金制度の在り方について検討が必要との指摘あり。



(出所:第2回経済活性化WG資料)

規制・制度改革内容

金融商品取引法上の企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等の見直し

証券市場の活性化を促進し、証券市場に対する信頼を高める観点から、金融商品取引法上の企業の合理的で公正な開示の在り方について、以下の事項を含めて検討を行い、結論を得る。

- ①米国におけるJOBS法(Jump-start Our Business Startups Act)の制定等諸外国の状況や、我が国における証券市場の状況を踏まえた、企業内容等の開示の合理的な見直し
- ②諸外国における状況や、我が国の状況等を踏まえた有価証券報告書等の虚偽記載に係る上場会社等の民事責任・課徴金制度の在り方
＜平成25年検討＞

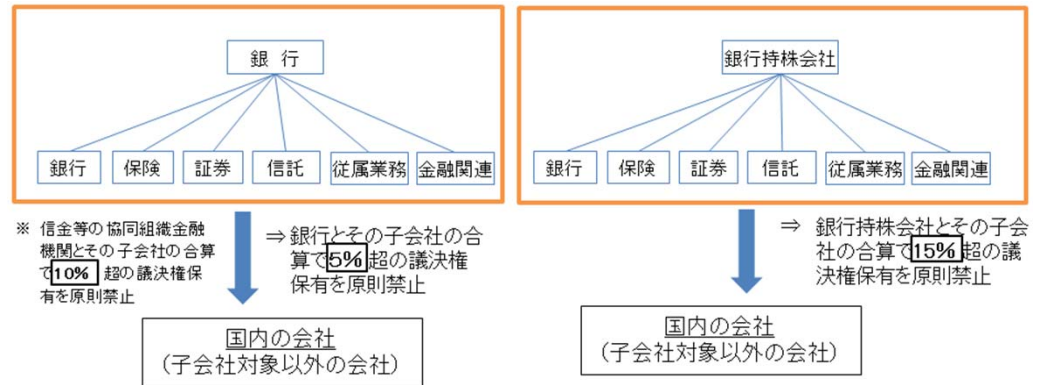
想定される効果

- ベンチャー企業の上場等、企業における資金調達手続の柔軟化による証券市場の活性化

【規制・制度改革の具体例 No.2】出資規制の緩和(金融庁) 議決権保有規制の緩和(公正取引委員会)

現状

- 銀行法等の規制により、金融機関は国内の一般事業会社の議決権を、一定水準(銀行5%等)を超えて取得・保有することが禁じられている(独占禁止法においても類似の規制あり)。
- 金融機関による資本性資金の供給を促進する観点から、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨等を踏まえつつ、出資規制の緩和について検討が必要。



(出所: 第3回経済活性化WG資料)

規制・制度改革内容

中小企業・ベンチャーへの資本性資金の供給促進に向けて金融機関の出資規制を緩和

金融機関に対する出資規制の在り方については、金融機関の健全性を維持するという規制の趣旨を踏まえつつ、金融機関による資本性資金の供給促進の観点から、金融機関の取得・保有可能な議決権数の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、結論を得る。＜平成24年度検討、結論＞

金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関し、金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じる。＜平成24年度検討開始＞

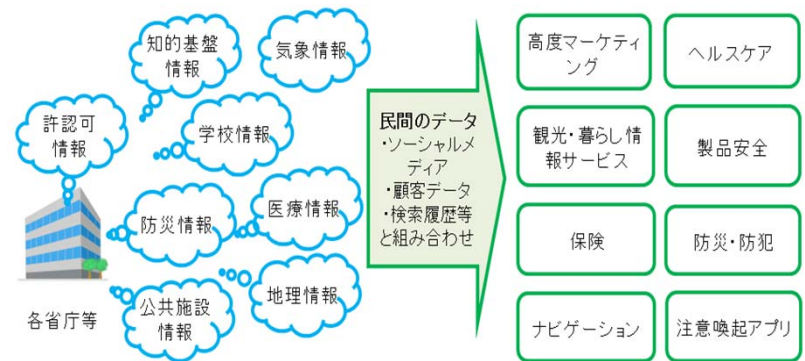
想定される効果

- 中小企業に対する事業再生支援
- ベンチャー企業に対する成長資金の供給

【規制・制度改革の具体例 No.3】オープンデータの一層の推進(内閣官房)

現状

- 公的機関が保有するデータについて、そもそも公開されていなかったり、機械判読可能な形式で公開されていなかったりするデータが多く存在。また、公開情報の営利利用を認めないケースも存在。
- このため、公的機関が保有するデータを活用したビジネス(例えば、気象情報を活用した保険ビジネス、事故発生情報を利用して注意喚起を促すアプリケーションの提供等)の創出を阻害している旨の指摘あり。
- 米国(data.gov)、英国(data.gov.uk)、仏国(data.gouv.fr)、豪州(data.gov.au)、韓国(data.go.kr)等の幅広い国々において一元的にデータを掲載するポータルサイトを開設。



(出所:第23回電子行政タスクフォース資料を参考に事務局にて作成)

規制・制度改革内容

公的機関が保有するデータを公開し、民間での活用促進

電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、オープンデータを推進するための官民による実務者会議を直ちに設置するとともに、当該実務者会議において、諸外国の制度を参考にしつつ、例えば「クリエイティブ・コモンズ」といった自由な利用を原則とした国際的に普及しているライセンスの活用、公共情報提供の標準的データ形式・構造の構築、公開すべきデータの考え方の整理、機械判読可能なデータ形式で公開するための技術的手法の導入等の詳細な制度設計について検討を行い、結論を得る。
＜実務者会議の設置は平成24年措置、詳細制度設計については平成25年度上期検討、結論＞

想定される効果

- 公的機関が保有するデータと民間が保有するデータを組み合わせることによる新規ビジネスの創出(オープンデータの経済波及効果は5兆円(EUにおける民間の試算をGDP比で日本に置き換えたもの))

【規制・制度改革の具体例 No.4】個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化(消費者庁及び事業等分野ごとのガイドライン等を策定する各省庁)

現状

- 個人情報保護法には、個人情報取扱事業者は、「個人情報」(※)を取り扱う際には、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的以外の目的での利用ができず、第三者提供が制限されている等種々の制約が存在。
- 個人を識別できなければ「個人情報」に該当しないが、収集した「個人情報」に対してどの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか不明確であったり、いわゆる連結可能匿名化情報(個人を識別できるよう個人と符号・番号の「対応表」を残す方法等により匿名化された情報)の第三者提供がどのような場合に個人情報保護法に抵触するのか不明確であるため、収集した「個人情報」(例えば、商品購入履歴や乗降履歴等のいわゆるビッグデータ)を活用した新規ビジネスの創出を阻害との指摘あり。

●どの程度項目を削除すれば「個人情報」に該当しなくなるのか。

番号	氏名	生年月日	住所	電話	00	...	年齢	...
番号			住所	電話	00	...	年齢	...
番号						...	115歳	...

●いくら項目を削除しても、「特徴的なデータ」は個人を特定できてしまうおそれがあるのではないか(超高齢者、超高額所得者、超過疎地住民など)。

●いくら項目を削除しても、「対応表」を破棄しない限り、「個人情報」となるのか。

●連結可能匿名化情報を「対応表」を持たない第三者に提供しても違法となるのか。

※生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)。

規制・制度改革内容

加工等により「個人情報」とならない場合や連結可能匿名化情報の取扱いをガイドライン等で明確化

どの程度の加工等を実施すれば個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する「個人情報」に該当しなくなるのか、いわゆる連結可能匿名化情報の取扱い等、いわゆる「匿名化」に関して検討を行い、必要に応じ、事業等分野ごとのガイドライン等に示す。消費者庁は個人情報保護関係省庁連絡会議等を活用し、各省庁に対しガイドライン等の周知を図るとともに、その取組状況について取りまとめ公表する。＜平成25年度上期検討、結論＞

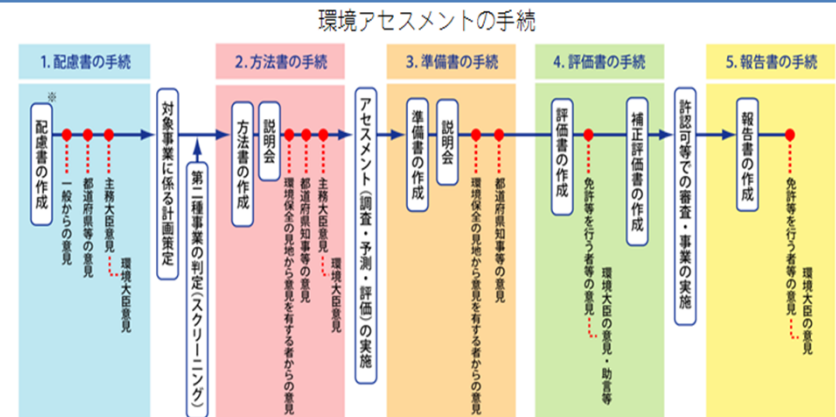
想定される効果

- ビッグデータの活用による新規ビジネスの創出(ビッグデータ市場は2011年度で1900億円、2020年度には1兆円規模(民間試算)、これを更に押し上げる効果)
- データの融合による新商品提供(健康に良い住宅、栄養価の高い野菜等)

【規制・制度改革の具体例 No.5】発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等 (環境省、経済産業省)

現状

- 発電所を設置する際には、それが環境にどのような影響を及ぼすのかを調査、予測、評価し、その結果を公表してより望ましい事業計画を検討するための「環境影響評価(環境アセスメント)」手続の実施が必要。
- 現行のプロセスでは、手続全体で一般的に3年程度要するため、その結果、事業開始までの期間コストとして事業者の負担になっている旨の指摘あり。
- また、再生可能エネルギーの普及促進、発電所リプレイスによる環境負荷の低減等の観点から、環境アセスメントの迅速化等が求められている。
- 平成24年9月に環境省と経済産業省が連絡会議を設置し、現在、迅速化の具体的方策等について検討を進めているところ。



(出所: 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/assess/1-1guide/2-1.html>))
※1 配慮書の手続については、第2種事業では事業者が任意に実施する。
※2 「配慮書の手続」及び「報告書の手続」は平成25年4月から施行予定。

規制・制度改革内容

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等

火力発電所リプレイス及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレイスについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。＜平成24年に一定の結論、結論を得次第措置＞

想定される効果

- 環境負荷の低減が図られる火力発電所リプレイスや再生可能エネルギーである風力・地熱発電所設置の促進
- 発電事業者の初期コストの軽減・電力の安定供給の確保

【規制・制度改革の具体例 No.6】超小型モビリティの走行緩和 (国土交通省、警察庁)

現状

- 自動車よりコンパクトで小回りがきき、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1～2人乗り程度の車両である「超小型モビリティ」は、CO2削減、観光・地域振興、都市・地域における高齢者や子育て世代の新たな移動手段として期待されている。
- また、自動車各社も新たな市場と見込んで、開発にしのぎを削っているところ。(東京モーターショー2011でも多数出展。)
- しかし、超小型モビリティは道路運送車両法における保安基準を満たしていないものが多く、現状では、公道を走行するのに一定の制約がある。



(出所: 平成24年6月 国土交通省都市局・自動車局「超小型モビリティ導入に向けたガイドライン」)

規制・制度改革内容

超小型モビリティの公道走行のための認定制度の創設

超小型モビリティの公道走行について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用することで、公道走行を従来より簡便な手続で行えるようにする認定制度を平成25年1月1日目に創設する。＜平成24年度措置＞

想定される効果

- 我が国の強みである自動車産業において、新たな市場を創出
- 世界に先駆けた導入により、我が国の技術優位性を確立
- 高齢化社会における国民の新たな交通手段の確保

【規制・制度改革の具体例 No.7】国家貿易制度の見直し(農林水産省)

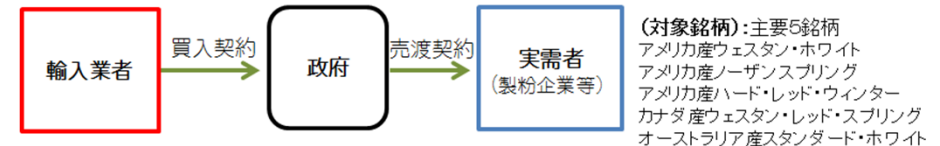
現状

- 麦の国家貿易の方法には、①一般輸入方式と②SBS方式(売買同時契約方式)が存在。

- ①一般輸入方式では国が一元的に麦を輸入。具体的には、商社等の輸入業者が外国産麦の買い付けを行い、国が買い入れた後、政府から実需者(製粉業者等)に売渡しを行う。

(1)一般輸入方式

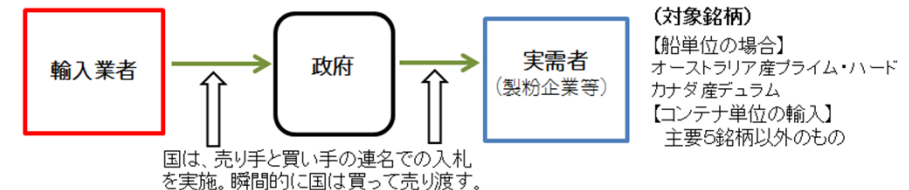
国が実需者の需要をとりまとめて、一括して外国から買い入れ(輸入業者に買付委託)、その後、実需者に売り渡す。



- ②SBS方式では、輸入業者と実需者が予め結びついてペアで麦輸入に係る政府の入札に参加。政府は麦の買入れ・売渡しを同時に契約。政府の麦の買入れ・売渡しが瞬時に行われる仕組み。

(2) SBS方式(売買同時契約方式)

予め輸入業者及び実需者が結びつき、輸入銘柄、輸入時期等を選択でき、小麦調達の多様なニーズに応えられる仕組み。



- 年間約500万トンの食糧用小麦の輸入量のうち、SBS方式の輸入量は、約40万トンにとどまっている。

規制・制度改革内容

麦におけるSBS方式(売買同時契約方式)の導入拡大

麦の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。なお、それまでの間、平成24年11月に実施した輸入事務の運用改善を通じ、SBS方式の利用を推進する。＜平成25年上期結論＞

想定される効果

- 麦輸入が円滑化されるとともに、製粉企業等の多様な原料調達が可能となり、経営における創意工夫が発揮

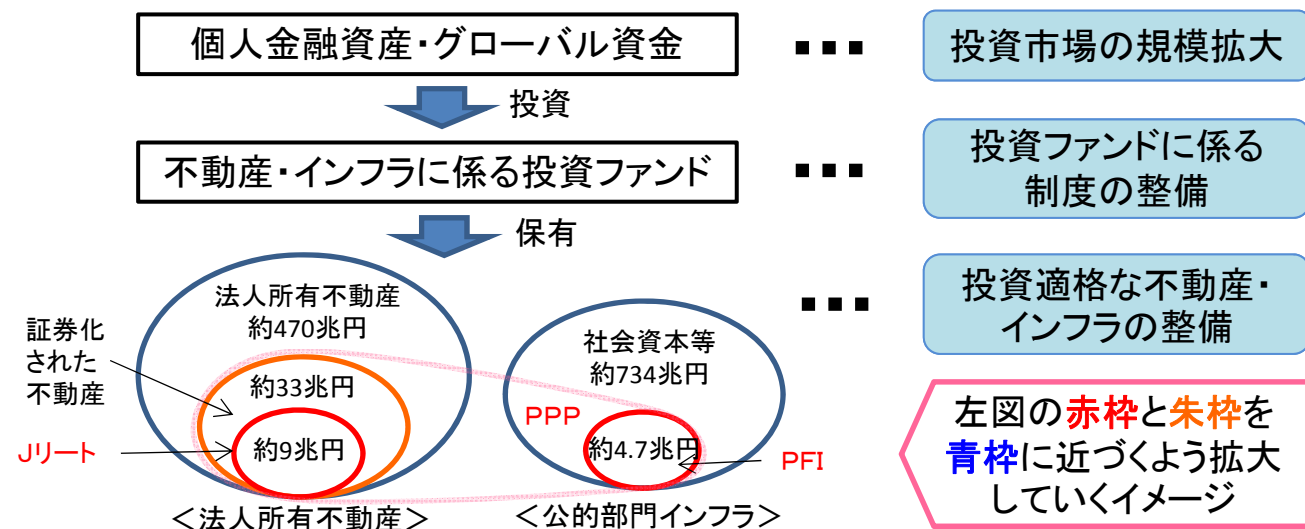
施策例⑪：不動産・インフラ投資市場の活性化

目的

都市機能の更新や不動産・インフラの維持・更新を行うこと等により優良な不動産・インフラを供給し、そうした分野への資金を投入することで、投資市場を拡大させるという資金の好循環を図り、経済成長の原動力とする施策を推進する。

内容

＜施策のイメージ：不動産・インフラ投資市場の各段階にわたって施策を実施＞



＜具体的施策＞

- 耐震・環境性能に優れた良質な不動産の証券化を推進
- PFI／PPPについて個別の管理者の枠を超えた事業など新しいモデルによる事業の推進等
- 官民連携の中核となる支援体制の整備
- 各府省の施策連携

(注) **Jリート**：公募増資等により民間資金を集め、優良な賃貸不動産を取得し、適切に維持管理をしながら長期間保有し、その収益を広く分配する特別な法人

PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

PPP：官と民がパートナーシップを結び、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、もって地域の価値や市民満足度の最大化を図る手法

施策例⑫：円高対応緊急ファシリティの対象拡大

目的

アジアをはじめとする海外の成長を取り込み、日系企業の海外事業の安定的継続、中小企業の海外M&Aによる海外進出を促進

内容

円高対応緊急ファシリティ (平成23年8月24日 創設)

【目的】

- ①「円高メリット活用」による国の富の増加
- ②民間の円投(円の外貨への転換)誘発による「為替相場の安定」

【基本枠組】

- 外為特会の外貨資金を、国際協力銀行(JBIC)を経由して活用(融資枠10兆円規模)
- 公的部門によるリスクマネーの供給・政策融資により、以下を促進
 - ①日本企業による海外企業の買収
 - ②資源・エネルギーの確保
- 当初、1年間の時限措置として開始

 平成25年3月末まで延長
(平成24年8月7日発表)

更なる有効利用策

【海外事業安定化支援】

- 対象先: 大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の日系企業に及んでいる途上国に進出している日系企業等
- 貸付資金: 今後の安定的な事業を継続するために必要な外貨資金

【中堅・中小企業向け支援】

- 海外事業安定化支援を行うほか、地方銀行及び日本政策投資銀行とJBICとの海外M&A向けのクレジットラインを新たに締結

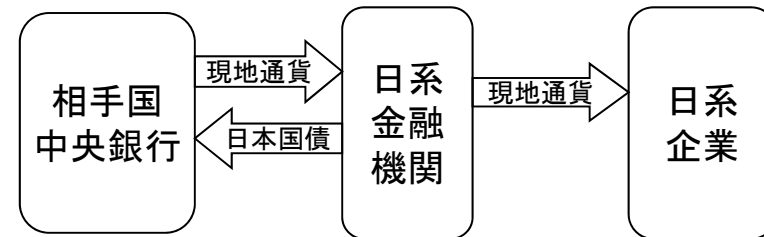
施策例⑬：JBIC・JICA等の活用による日本企業の海外進出支援強化等

目的

日本企業の海外進出への支援の強化を図るとともに、官民が連携してインフラの海外展開を図る

内容

○日本銀行に対し、現地中央銀行との合意により、日本国債を担保とした日系金融機関の現地中央銀行からの現地通貨調達の円滑化の推進を期待



○JBICの現地通貨建て出融資・保証制度の活用

○国際協力機構（JICA）の外貨返済型円借款の導入、海外投融資の本格再開

